三(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道沙流郡日高町字千栄一一九九番一から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五〇林班ち小班まで	前	BA 一一・〇〇～一五・五〇～	一六二・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一九・八八～	八三・〇〇	
			一・〇五〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道紋別郡遠軽町旧白滝二九三番一から同町旧白滝二九〇番一まで	前	二七・三四～二七・三四	四二・五一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	四二・九九	〇〇・一二〇	
北海道紋別郡遠軽町旧白滝一八四番一から同町旧白滝一〇一番一まで	前	一一・四五～一二・〇五～	三〇・〇二	
	後	三四・五四	〇〇・二九一	
北見市北陽九七九番一から同市北陽八六一番四まで	前	一六・五五～二一・三三～	七六・六九	
	後	八六・〇七	二・三九九	
			二・四〇〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

五(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道斜里郡斜里町字日の出一五三番四から同町字日の出一七二番まで	前	一七・六〇～一五・〇〇～	四七・一〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	三三・六〇	〇〇・一四四	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

六(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番二から北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓二六番一まで	前	BA 一四・五〇～	五二・五三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一四・五〇～	五二・九一九	
北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一六番三から同町字上久保内一九七番四まで	前	BA 六・七三～一一・八〇～	一〇一・三八	〃
	後	BA 六・七三～一一・八〇～	一〇一・七九八	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町旧白滝一八四番一から同町旧白滝一〇一番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
三百三十四号	北海道斜里郡斜里町字日の出一五三番四地先から同町字日の出四〇番四三地先まで	〃
四百五十三号	北海道有珠郡壮瞥町字滝之町三八四番一から同町字滝之町四〇四番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○沖縄総合事務局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年沖縄総合事務局告示第二十一号宮古都市計画道路事業
三　事業施行期間　自平成十四年十月十一日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百四十六号那覇広域都市計画道路事業
三・三・三号真地久茂地線
三　事業施行期間　自平成十年七月三十日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千百四十三号那覇広域都市計画公園事業
九・六・三中城公園
三　事業施行期間　自平成九年四月二十三日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成九年建設省告示第千百四十三号、平成十一年建設省告示第九百二十三号、平成十七年沖縄総合事務局告示第四号、平成二十一年沖縄総合事務局告示第二十号の事業地のうち沖縄県中頭郡中城村字泊川尻原及び字泊古島原並びに北中城村字大城登原及び字大城川尻原地内において事業地を変更する。
使用の部分　沖縄県中頭郡中城村字泊川尻原及び字泊古島原並びに北中城村字大城登原及び字大城川尻原地内